

様式第64号
(不動産、自動車、建設機械、船舶、航空機、特許権、著作権等の場合)

差 押 書

滞 納 者			住 所 (所在地)						氏 名 (名 称)				
滞 納 金 額	年 度	期 別	税 目	税 額	延 滞 金 額	過少申告 不 申 告 加算金額	重 加 算 金 額	滞 納 処 分 費	小 計	納 期 限 督促状発付日	備 考		
				円	法律による金額 円	円	円	法律による金額 円	円	・ ・			
					法律による金額 円			法律による金額 円		・ ・			
					法律による金額 円			法律による金額 円		・ ・			
					法律による金額 円			法律による金額 円		・ ・			
	合 計			円(このほか、上記の法律による金額が加算されます。)									
	差 押	名 称		数 量	性 質		所 在						
財 産													
備 考	保管方法、封印の枚数、公示書の掲示場所その他												
上記の市税等については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該市税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定に基づき上記の財産を差し押さえました。 上記差押財産の使用収益(運行・航行)を禁止します。 (根拠法令―国税徴収法第47条第1項第1号、第68条第1項、第70条第1項、第71条第1項) 差押書を発した日 年 月 日 滞納者の氏名又は名称 様 美唄市長 印													

注意

1

この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2

この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3

この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1)審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要

1

差押財産を使用収益(運航・航行)させる場合は、(上記差押財産の使用収益(運行・航行)を禁止します。)を消し、押印すること。

2

この調書は、「差押調書」と併せて作成すること。

3

この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。